

防火管理者用

自主検査の手引き

～自主検査ってなに？どうすればいいの？～



串間市消防本部

令和6年8月

目次

第1 総則

- 1 はじめに……………1
- 2 自主検査とは……………1
- 3 自主検査の実施……………1
- 4 自主検査にあたっての注意事項 ……1
- 5 消防本部への報告……………1

第2 記入要領

- 1 自主検査実施結果報告書(様式1)……………2
- 2 自主検査表(様式2)……………2
 - 自主検査実施結果報告書(様式1)記入例……………3
 - 自主検査表(様式2)記入例……………4・5

第3 検査項目の解説

- ▶ 防火区画……………6
- ▶ 防火管理……………6
- ▶ 避難管理……………6～8
- ▶ 防災規制……………8
- ▶ 消防用設備等……………8
- ▶ 火気使用設備・器具……………9
- ▶ 電気設備・器具……………9
- ▶ 火の使用制限……………9
- ▶ 危険物等……………10

第1 総則

1 はじめに

串間市消防本部では、「自分たちの建物は自分たちで守る」という自主防火管理の原則のもと、建物の関係者自らが防火チェックを行う「自主検査」を推進しています。

火災は、人々の生命や財産だけではなく、企業等の信用を失わせてしまいます。建物や施設を適正に管理することで、火災を未然に防ぐとともに、いざという時に被害を最小限に抑えることができます。

つきましては、防火管理者等防火について責任のある方による「自主検査の手引き」を作成しましたので、これをもとに自主検査を行い、大切な生命や財産を火災から守っていただきますようお願いいたします。

2 自主検査とは

防火管理者又は防火について責任のある方により、建物や施設について不備欠陥事項がないか確認し、また改善することです。

3 自主検査の実施

自主検査は、「自主検査表」の検査項目に基づき、自主検査を実施してください。

なお、検査表の記入方法・検査項目の解説を、この「自主検査の手引き」に示していますので参考にしてください。

4 自主検査にあたっての注意事項

建物の大きさや設置されている消防用設備等の違いによって「自主検査表」の中に該当しない項目もあります。また、改装工事中などで、自主検査ができない場合もあります。そのような場合には、消防本部に確認してください。

検査の結果、不備欠陥事項があった場合は、速やかに改善してください。

5 消防本部への報告

管理権原者は、「自主検査実施結果報告書」と「自主検査表」を各1部作成し、消防本部に提出(持参又は郵送)してください。

※消防本部が指定する期日までに報告がない場合は、消防職員による立入検査を実施します。

第2 記入要領

1 自主検査実施結果報告書(様式1)

(1) 防火対象物

防火対象物の名称、権原者、防火管理者の氏名を記入してください。権原者と防火管理者が同一の場合は、防火管理者欄に「同上」と記入してください。

(2) 所在地

防火対象物の住所を記入してください。

(3) 名称

防火対象物の名称を記入してください。

(4) 検査年月日

自主検査を実施した年月日を記入してください。

(5) 検査結果(適・否)

自主検査を実施した結果、不備事項がなければ「適」に○印を、1か所でも不備事項があれば「否」に○印を記入してください。

(6) 表中

自主検査の結果、不備事項があった場合「不備事項」欄にその詳細、「改善措置方法等」欄に改善計画を具体的に記入してください。

(例:○月○日に改修予定)

2 自主検査表(様式2)

(1) 所在地、名称

防火対象物の住所、名称(建物名称・テナント名称等)を記入してください。

(2) 検査結果

ア 適否

検査項目に基づく検査の結果、適切であったものには○印、適切でないものには×印、該当しない項目・工事等で検査できない項目には斜線(/)を記入してください。

※具体的な判断については、「第3 検査項目の解説」を参考にしてください。

イ 不備欠陥場所

「適否」欄に×印を付したのものについては、その場所を具体的に記入してください。
(例:○棟○階○室)

(3) 改善措置

「適否」欄に×印を付した不備欠陥事項について、その改善措置を記入してください。
(例:○月○日修理完了、○月○日までに改修予定)

記入例

様式1

自主検査実施結果報告書

令和 年 月 日

串間市消防長 様

防火対象物

名 称 ○○ホテル

権 原 者 消防 太郎

防火管理者 消防 花子

防火対象物の自主検査実施を下記のとおり報告します。

記

所 在 地 串間市大字○○1234番地

名 称 ○○ホテル

検査実施日 令和○年○月○日

検査結果 (適 ・ 否) ※いずれかに○をすること。

自主検査の結果、「否」があった場合は、その詳細・改善計画を具体的に記入してください。

否に○をした場合、不備事項及び改善措置方法等を下記の表に記入してください。

不備事項	改善措置方法等
(例) ・1階北側通路の防火戸の閉鎖装置が故障しており、閉鎖障害が生じている。 ・消防訓練実施回数不足。 ・避難階段に段ボールが置いてあり、避難の障害になっている。	(例) ・令和○年○月○日までに改修予定 ・令和○年○月○日 実施予定 ・即時撤去
備考	

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4とすること。

自主検査表

名称	〇〇ホテル	所在地	串間市大字〇〇1234番地
----	-------	-----	---------------

記入要領	<p>1 検査は、防火管理者等防火について責任あるもの行って記入してください。</p> <p>2 検査結果欄の適否欄は、検査の結果、適切であったものには○印、適切でないものは×印、該当しない項目には斜線(/)を記入し、×印を付したのものについては当該場所を不備欠陥場所欄に「〇棟〇階」の例により具体的に記入してください。</p> <p>3 改善措置欄は、不備欠陥事項について、その改善措置を「〇月〇日修理完了」、「〇月〇日までに改修予定」等の例により記入してください。</p>
------	--

区分	検査項目	検査結果		改善措置
		適否	不備欠陥場所	
防火区画	1 防火戸、防火シャッターの閉鎖装置は、破損・錆付等がなく確実に作動するか。	×	1階 北側廊下	令和〇年〇月〇日 までに改修予定
	2 防火戸、防火シャッターの作動・降下ライン内に物品を置いていないか。	○		
	3 防火戸、防火シャッターの直近に可燃物を置いて、延焼媒介となるおそれがないか。	○		
	4 常時閉鎖式防火戸は、開放状態のまま放置していないか。	○		
防火管理	5 防火(防災)管理者に変更はないか。また、消防本部に届出しているか。	○		
	6 消防計画の内容に変更はないか。また、消防本部に届出しているか。	○		
	7 消防計画に基づき、消防訓練を実施しているか。 (前回:令和5年7月5日実施) (前々回:令和3年7月4日実施)	×	1年に2回 以上未実施	令和〇年〇月〇日 に実施予定
避難管理	8 避難口扉は、避難に際して鍵を用いることなく室内から解錠することができるか、又は解錠方法の表示があるか。	○		
	9 避難口扉は、カーテン等で隠したり、鏡その他の装飾品等を設けたりして、識別の妨げとなっていないか。	○		
	10 避難口付近は、物品等を置いて、避難上の支障となっていないか。	○		
	11 避難通路、避難階段に避難上の支障となる物品等を置いていないか。	×	東階段2階 踊り場	即時撤去

	12	階段を一部の用途専用となるように区画し、二方向避難が不可能となっていないか。	/		
	13	避難口、避難器具の位置等を示した避難経路図や非常放送設備等の維持管理は、適切に行っているか。	○		
防災規制	14	カーテン、暗幕類、布製ブラインド、じゅうたん等の防災対象物品は防災性能を有しているか。	○		
	15	防災性能を有するものには、防災ラベルを貼付しているか。	○		
消防用設備等	16	消防用設備等点検は実施しているか。 (令和6年7月13日実施)	○		
	17	消防用設備等点検結果の不備事項は、改修が済んでいるか。	○		
	18	建物の増築、模様替えにより消防用設備等に不足は生じていないか。	/		
火気使用設備・器具	19	火気使用設備・器具等の付近は、整理整頓され、可燃物は火災予防上安全な距離を保有しているか。	○		
	20	火気使用設備の燃料の貯蔵又は取扱いは、安全な方法により行っているか。	○		
	21	厨房設備のフード、フィルター、ダクト内は定期的に清掃し、防火ダンパーの維持管理は適切か。	○		
	22	火気使用設備等は、取扱責任者を定め、使用時の監視並びに使用前後の点検を励行しているか。	○		
電気設備・器具	23	電線、コード、器具等は、使用場所・用途に適合したものを使用しているか。	○		
	24	電気設備・器具等は、定期的に保守点検を実施し、安全に使用しているか。	○		
火の使用制限	25	裸火、危険物品の持ち込みをする場合は、必要最小限度とし、消防署の許可を受けて行っているか。	/		
	26	喫煙の管理は、喫煙設備を設けて適切に行っているか。	/		
	27	「喫煙所」「火気厳禁」「禁煙」等の標識は、適切に掲出されているか。	/		
危険物等	28	消防法又は串間市火災予防条例で定める数量以上の危険物等(指定可燃物、液化石油ガスを含む)を無許可又は無届けで貯蔵又は取扱いをしていないか。	○		
	29	無許可又は無届けで、施設の位置、構造及び設備を変更していないか。	○		

第3 検査項目の解説

防火区画	
<p>1 防火戸、防火シャッターの閉鎖装置は、破損や錆等がなく確実に作動するか</p> <p>防火戸、防火シャッターは、火災の延焼・煙の伝播をくいとめるために設けられた設備です。</p> <p>防火戸、防火シャッターは、自動的に閉まるようにドアチェック等の自動閉鎖装置が設けられています。</p> <p>防火戸が、確実に閉まるかどうかを確認しましょう。</p>	
<p>2 防火戸、防火シャッターの作動・降下ライン内に物品を置いていないか</p> <p>防火戸、防火シャッターは、火災発生の際、床に置かれた物品によって、閉まらないことがあってはいけません。</p> <p>防火戸の閉鎖時の範囲内や防火シャッターの下に閉鎖障害となる物品を置いていませんか。</p>	
<p>3 防火戸、防火シャッターの直近に可燃物を置いていないか</p> <p>防火戸、防火シャッターは、火災の延焼・煙の伝播をくいとめるために設けられた設備です。</p> <p>防火戸、防火シャッターの近くに燃えやすい物を置いていませんか。</p>	
<p>4 常時閉鎖式防火戸は、開放状態のまま放置していないか</p> <p>床との隙間に段ボールや木片などを挟んで、常に開放状態としていませんか。</p>	
防火管理	
<p>5 防火(防災)管理者に変更はないか。また、消防本部に届出しているか</p> <p>管理権原者は、防火(防災)管理者を選任し、消防本部に届出なければなりません。</p> <p>届出している防火(防災)管理者に変更がないか確認しましょう。</p>	
<p>6 消防計画の内容に変更はないか。また、消防本部に届出しているか</p> <p>防火管理者は、消防計画を作成し、消防本部に届出なければなりません。</p> <p>届出している消防計画に変更はないか確認しましょう。</p>	
<p>7 消防計画に基づき、消防訓練を実施しているか</p> <p>管理権原者及び防火管理者は、消防計画に基づき消防訓練を実施しなければなりません。</p> <p>訓練内容は、消火・避難及び通報訓練で、特定防火対象物は年2回以上実施し、事前に消防本部への届出が必要です。</p>	
避難管理	
<p>8 避難口扉は、避難に際して鍵を用いることなく、室内から解錠できるか、又は解錠方法の表示があるか</p>	

避難口扉は、火災発生の際、誰もが容易に開放することができ、避難できる必要があります。

扉を針金でくったり、錆びついたりしていませんか。

鍵を必要としないで、容易に解錠できる仕組みとなっていますか。また、その方法について表示がされていますか。



9 避難口扉は、カーテン等で隠したり、鏡その他の装飾品等を設けたりして、識別の妨げとなっていないか

火災発生の際、誘導灯を頼りに避難することになります。

誘導灯(避難口扉)を確認できるようになっていますか。

カーテンや装飾品等で見えない、見えにくくなっていませんか。また、誘導灯は常時「点灯」していますか。



10 避難口付近に物品等を置き、避難上の支障となっていないか

避難口の付近には、避難に支障となる物品が置かれたままになっていませんか。

建物の内からも外からも確認しましょう。



11 避難通路、避難階段に避難上の支障となる物品等を置いていないか

避難の際、通路だけではなく階段も重要な避難経路です。

避難の支障となる物品が、通路や階段に置かれたままになっていませんか。

**「今日一日だけ」というのもダメです！
すぐに、除去・撤去してください。**



12 階段を一部の用途専用となるように区画し、二方向避難が不可能となっていないか

階段の一部を壁で区画して倉庫などにしてしまい、避難階段としての機能を失っていませんか。

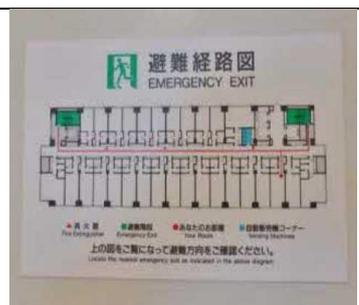
階段が2か所以上あるのには、誰もが必ず避難できるようになっているためです。1か所に減らすことは、いざという時、避難できない人を生み出してしまうことにつながります。

すぐに、階段として復旧してください。

13 避難口、避難器具の位置等を示した避難経路図や非常放送等の維持管理は適切に行っているか

避難経路図は、一目で避難口、避難階又は避難施設(通路・階段等)に行くまでの経路が確認できるためのものです。

避難経路図が汚れていたり、物品の放置などで見えにくくなっていたりしていないか確認しましょう。また、非常放送の使い方・手順を確認しましょう。



防災規制

14 カーテン、暗幕類、布製ブラインド、じゅうたん等の防災対象物品は、防災性能を有しているか

防災防火対象物において使用するカーテン、じゅうたん等は、燃えにくくする防災性能を有するもの(防災対象物品)を使用する必要があります。

- ・カーテン、暗幕類、布製ブラインド、のれんなどは下げ丈1mを超えるもの。
- ・じゅうたん、マット、敷物などは大きさ概ね2㎡を超えるもの。

15 防災性能を有するものには、防災ラベルが貼付しているか

防災性能を有するもの(防災対象物品)には、防災表示が貼付されています。

防災表示が貼付されているか確認しましょう。

防災表示が貼付されていない状態のものは、防災対象物品であることが確認できないため、購入先等に問い合わせ対応してください。



消防用設備等

16 消防用設備等の点検は実施しているか

管理権原者は、消防用設備等の点検を実施し、その結果を消防本部へ報告しなければなりません。

《点検の内容と期間》

- ・機器点検 : 6か月ごと
- ・総合点検 : 1年ごと

《点検結果の報告》

- ・特定防火対象物 : 1年に1回
- ・非特定防火対象物 : 3年に1回

17 消防用設備等点検結果の不備事項は、改善が済んでいるか

消防用設備等は、常に万全な状態を保たなければなりません。

不備事項が改修されないままだと、いざという時に正常に機能しないおそれがあります。

消防用設備等点検結果の不備事項が、残ったままになっていないか確認しましょう。

18 建物の増築・模様替えにより、消防用設備等に不足は生じていないか

増築・改築・間仕切りを変更した結果、自動火災報知設備の感知器やスプリンクラー設備のヘッドの未警戒区域が生じているなど、消防用設備等に不足は生じていませんか。

火気使用設備・器具	
19	火気使用設備・器具等の付近は、整理整頓され、可燃物は火災予防上安全な距離を保有しているか
	火気使用設備や器具等の付近は、整理整頓されていますか。燃えやすい物を置いていませんか。火災を引き起こしかねません。燃えやすい物は、すぐに除去・撤去しましょう。
20	火気使用設備の燃料の貯蔵又は取扱いは、安全な方法により行っているか
	火気使用設備の燃料は、適正に保管されていますか。設備や配管・ホース等から漏れていませんか。 燃料漏れを見つけた場合は、すぐに改修しましょう。
21	厨房設備のフード、フィルター、ダクト内は定期的に清掃し、防火ダンパーの維持管理は適切か
	厨房設備のフード、グリスフィルターやダクトが油で汚れていると、ダクト火災の原因となります。定期的に清掃し、油汚れを落としましょう。
22	火気使用設備等は、取扱責任者を定め、使用時の監視並びに使用前後の点検を励行しているか
	あらかじめ火気使用の取扱責任者を定めて、火気使用設備等を使用するとき、使用前後は取扱責任者が監視し、点検を実施してください。
電気設備・器具	
23	電線・コード・器具等は、使用場所・用途に適合したものを使用しているか
	電気設備や器具に適合した電線、コード等を使用しなければ、過電流などによる火災発生のおそれがあります。 使用場所・用途に適合したものを使用しているか確認しましょう。
24	電気設備・器具等は、定期的に保守点検を実施し、安全に使用しているか
	漏電などによる火災を防ぐため、電気設備や器具等は定期的に点検を実施しましょう。
火の使用制限	
25	裸火、危険物品の持ち込みをする場合は、必要最小限とし、消防本部の許可を受けて行っているか
	持ち込みを禁止されている場所に、裸火や危険物品を持ち込む場合は、消防本部の許可を受ける必要があります。 許可を受けているか、許可どおりの使用をしているかを確認しましょう。
26	喫煙の管理は、喫煙設備を設けて適切に行っているか
	喫煙場所に喫煙設備を設置するなど、受動喫煙の対策を行っていますか。 また、喫煙場所の灰皿からタバコの吸殻を回収するときは、タバコ火による火災を防止する上で、タバコの回収方法にも注意しましょう。
27	「禁煙」「火気厳禁」「危険物品持ち込み厳禁」等の標識は、適切に掲出されているか
	喫煙場所や火気使用不可の場所、禁煙等の各場所には、施設利用者が分かるように決められた標識を掲出していますか。

危険物等

28 消防法又は串間市火災予防条例で定める数量以上の危険物等(指定可燃物、液化石油ガスを含む)を無許可又は無届けで貯蔵又は取扱いをしていないか

危険物を貯蔵又は取り扱う場合、あらかじめ消防本部に届け出が必要です。届け出の内容を変更する場合も、同様に届け出が必要です。

無許可又は無届けのまま危険物を貯蔵又は取り扱ってはいませんか。

29 無許可又は無届けで、施設の位置、構造及び設備を変更していないか

危険物を貯蔵又は取り扱う場合、あらかじめ消防本部に届け出が必要です。届け出の内容を変更する場合も、同様に届け出が必要です。

施設の位置、構造及び設備を無許可又は無届けで変更していませんか。

